

01 スマートフォンアプリで
市税等の納付ができるようになりました！

New

■問合せ 納税課 ☎41-2613

4月1日からスマートフォンのアプリを利用して市税等の納付ができるようになりました。市役所や金融機関、コンビニエンスストアに出向くことなく、「いつでも」「どこでも」簡単に納付できます。また、6月からはクレジットカードによる納付もできるようになります。クレジットカードによる収納方法については、「広報おおむた6月1日号」に改めて掲載します。

▶利用できる市税等

個人市県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、し尿処理手数料

※バーコードが付いている納付書が対象です

▶利用できるアプリ

ペイペイ PayPay、ペイジー PayB、シハライビショ 支払秘書、ラインペイ LINE Pay

▶注意

- ・領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、市役所・金融機関・コンビニエンスストアのいずれかで納付してください。
- ・コンビニ使用期限を過ぎている場合や納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合は利用できません。
- ・通信料は利用者負担となります。

▶利用の流れ（イメージ）



※詳しくは、市ホームページを確認してください



令和3年度 市税等の納期限および口座振替日一覧表

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限（振替日）	4月30日	5月31日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日
個人市県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		定期										
固定資産税 (都市計画税含む)		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
し尿処理手数料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

02

銀水・羽山台・大牟田中央・玉川校区の皆さんへ
プラスチック製容器等のリサイクルの出し方が変わります

■問合せ 環境業務課 ☎ 41-2723

上の4校区については、昨年4月よりプラスチック製容器等のリサイクルを行っていますが、4月より専用の「回収容器」を配置することとしました。

変更になる点

リサイクルする「プラスチック製容器等」を透明または半透明の袋に入れて、**袋のまま回収容器（ネット状の袋）**へ入れてください。



03

毎月、原則 **第2日曜日** に **休日窓口** を開きます

引っ越しに関する手続きや各種証明書の交付などについて、一部の窓口を休日に開設しています。

利用時間

8:30 ~ 12:30

● 令和4年4月までの休日窓口の開設日（すべて日曜日）

令和3年

4月4日(第1日曜)、5月9日、6月13日、7月11日、
8月8日、9月12日、10月10日、11月14日、12月12日

令和4年

1月9日、2月13日、3月13日、
3月27日(第4日曜)、4月3日(第1日曜)

市民課 ☎41-2602

- ①転入・転出・転居など住民異動の受け付け
- ②印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
- ③住民票の写し（広域交付を除く）、戸籍に関する証明書の交付
- ④戸籍届の受け付け（証明書の当日発行は不可）
- ⑤マイナンバーカードの申請・受け取り・更新

納税課 ☎41-2600

- ①納税相談
- ②市税の納付
- ③市税納付の口座振替手続き

保険年金課 国民健康保険 ☎41-2606
後期高齢者医療 ☎41-2665
国民年金 ☎41-2607

- ①国民健康保険の資格取得・喪失に関する手続き（国民健康保険証は後日郵送となります）
- ②国民健康保険の給付申請に関する手続き
- ③後期高齢者医療の資格取得・喪失に関する手続き
- ④国民年金の第1号被保険者資格取得に関する手続き

税務課 ☎41-2471

- ①所得課税証明、納税証明、資産証明等の諸証明書の交付
- ②軽自動車に係る車検用納税証明書の交付

子ども家庭課 ☎41-2661

- ①子ども医療・重度障害者医療に関する手続き
- ②児童手当に関する手続き

▶入 □ 本庁舎正面玄関、南玄関（商工会議所側）、東玄関（立体駐車場入り口側）

▶持ってくる物 窓口に来る人の本人確認ができる物（運転免許証、マイナンバーカード等）
（代理人による手続きは、委任状が必要な場合があります）

※手続きの時に他の部署や関係機関等に確認が必要な場合などは、受け付けできないことがあります。

※手続きに必要な物など、詳しくは事前に担当課へ問い合わせてください。

04 緊急事態宣言の再発令の影響を受けた事業者の皆さんへ

■問合せ 産業振興課 ☎41-2762

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者に対し、国と県が一時支援金を給付します。

国 ホームページ 	今年1～3月のいずれかの月の売上が、前年または前々 年同月比 50%以上減少 した事業者に対し、支援金を給付 ●上限額 ：法人 60 万円、個人 30 万円 ●申請受付 ：5 月 31 日(月)まで	一時支援金事務局相談窓口 ☎ 0120-211-240 ☎ 03-6629-0479 8：30～19：00 土日祝日含む
福岡県 ホームページ 	今年1～3月のいずれかの月の売上が、前年または前々 年同月比 30%以上 50%未満減少 した事業者に対し、支 援金を給付 ●上限額 ：法人 15 万円、個人 10 万円 ●申請受付 ：5 月 31 日(月)まで	福岡県中小企業者等一時支援金 コールセンター ☎ 0120-123-071 ☎ 0570-012-371 平日 9：00～17：00

※対象要件や申請方法等の詳細は、各ホームページを確認してください。

05 令和3年度の国民年金保険料納付案内書（納付書）が日本年金機構から届きます

令和3年度の保険料は **月額16,610円**

納付書が届いたら、銀行やコンビニなどで納めてください。

●保険料は前納（前払い）がお得です

半年前納と1年前納の納付書は送られてくる納付書に同封されていますが、2年前納の納付書は同封されていません。2年前納を希望する人は、大牟田年金事務所へ申し出てください。前納する場合は、4月30日(金)までに納める必要があります。

■問合せ

日本年金機構 大牟田年金事務所 ☎52-5294
保険年金課 国民年金担当 ☎41-2607

◆令和3年度の学生納付特例を受け付けています

学生で保険料の納付が困難な人は、学生納付特例を利用することで、保険料の納付が猶予されます。所得など一定の基準に該当すると承認されます。

▶持ってくる物

①年金手帳、②本人確認ができる物（マイナンバーカード、運転免許証など）、③学生証コピーまたは在学証明書、④代理人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認ができる物

▶届け出先

大牟田年金事務所または保険年金課国民年金担当

06 あなたの「こえ」を聴かせてください

■問合せ 市民生活課 ☎41-2601

市では、市民の皆さんが生活の中で気付いた意見や提案等をお聴きし、市政に反映するため「市民のこえ」を受け付けています。

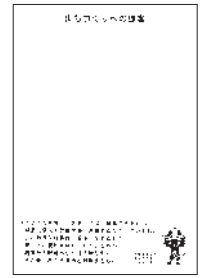
▶**受付** 料金後納の専用はがき「市長へのはがき」のほか、市民生活課への電話、郵便、FAX、来訪、また市ホームページなど、さまざまな方法で受け付けています。

▶**市長へのはがきの設置場所**

市役所正面玄関や市民課等の窓口、各地区公民館、図書館、文化会館、えるる、総合福祉センター、観光プラザ、ゆめタウン大牟田、イオンモール大牟田



スマートフォンは、
こちらから



▶**市民のこえの公開**

寄せられた市政への意見や提案等とその対応結果は、個人情報に留意して市のホームページで公開しています。

07

令和3年度 固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧

4月1日から開始

■問合せ 税務課資産税担当 ☎ 41-2609

固定資産税・都市計画税に関する評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧と、評価額および課税標準額・課税額等を記載した固定資産課税台帳の閲覧を、4月1日(木)から開始します。

▶**と き** **縦覧** 4月1日(木)～5月31日(月)
閲覧 通年
平日の午前8時30分～午後5時15分
(正午～午後1時は閲覧のみ)

▶**ところ** 税務課13番窓口

▶**縦覧・閲覧申請に必要な物**

- ・本人または同居の親族の場合
⇒本人確認のための書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・本人の代理人の場合
⇒委任状、代理人の本人確認のための書類

・借地・借家人の場合（閲覧のみ可）
⇒本人確認のための書類、賃貸借契約書、
領収書の原本

▶**手数料** **縦覧** 無料
閲覧 1件300円

※4月1日(木)～5月31日(月)は無料（借地・借家人は有料）

●地籍調査が完了し、法務局の登記簿が更新された土地については、翌年度から固定資産税・都市計画税の課税地積・価格などが変更されます。

令和3年度は固定資産の評価替えの基準年度です

令和3年度は3年に一度の評価替えの基準年度にあたるため、土地と家屋の評価等の見直しを行います。土地は、標準宅地の鑑定評価を実施し、路線価などを全面的に見直します。家屋は、評価額が下がる場合は、その評価額を基に令和5年度まで課税されます。評価額が下がらない場合は、昨年度の評価額をそのまま令和5年度まで据え置きます。※増築や取り壊しがあった場合はこの限りではありません。

Q 年の途中に固定資産を売却しましたが、固定資産税等は誰に課税されますか。

A 賦課期日である1月1日時点で固定資産の所有者として登記または登録されている人が、その年の納税義務者になります。このため、1月2日以降に所有者が変わった場合でも、1月1日時点の所有者に課税されます。

Q 固定資産の所有者が亡くなりました。固定資産税等はどうなりますか。

A 所有者（納税義務者）が亡くなった場合は、相続人全員が納税義務を引き継ぐことになります。相続人の中から固定資産税等に関する書類を受け取る人を決めて、「相続人代表届」を提出してください。なお、登記されている固定資産の所有者を変更するには、法務局での手続きが必要です。登記されていない家屋の場合は、税務課へ関係書類や資料を提出してください。

08

キャッシュレス決済で新しい生活様式へ

お得に！

大牟田市 × PayPay 大牟田市で お買いもの

■問合せ 産業振興課 ☎41-2762

大牟田市内の対象店舗で、期間中にPayPay残高で食事や買い物をすると、ポイントを還元するキャンペーンを実施します。

- ▶**対象店舗** 大牟田市内のPayPay加盟店
(大手チェーン店、病院、調剤薬局などの一部対象外店舗を除く)
- ▶**還元率** **最大20%**
(上限1,000円/回、10,000円/期間)
※ヤフーカード以外のクレジットカードは対象外
- ▶**期 間** 令和3年5月1日(土)～31日(月)

初めての PayPay 教室

PayPay を使いたいけど使い方が分からない人、もっと使いこなしたい人など、誰でも参加できます。スマホを持ってない人も参加OK！
※契約している携帯会社は問いません。

- ▶**日 時** 4月10日(土)、18日(日)、23日(金)
いずれも、午後2時～
- ▶**ところ** えるる2階 中研修室

09

モラルール通信 モラルを高めルールを守ろう

ポイ捨てごみをなくそう！

■問合せ 大牟田市ごみ散乱防止連絡協議会事務局（環境業務課内）☎41-2723

大牟田市ごみ散乱防止条例により指定された「ごみ散乱防止推進区域(国道208号旭町交差点～警察署前交差点)」「ごみ持ち帰り推奨区域(諏訪公園および緑地運動公園)」等、市内5カ所のごみ散乱実態調査を行いました。現在、各地で市民の皆さんによるボランティア清掃等が実施されており、環境美化への意識も高まっています。

調査結果は前年度に比べポイ捨てごみの数が全体で約3割減となり、市民が誇れるきれいなまちへ一歩前進する結果になりました。

■市内散乱ごみ実態調査結果
(令和2年12月実施分) 単位：個

今回

種 別	元年12月	2年12月
空き缶・空きビン	71	28
ペットボトル	49	12
紙くず・ビニール等	246	201
その他	34	31
合 計	400	272

※紙くず・ビニールなどは、たばこの箱以上の大きさのもの

これからもポイ捨てごみをなくすためには、私たち一人ひとりの心掛けが必要です。
まちをごみ箱にしないように、皆さんの協力をお願いします。

10

子ども会活動に参加しよう

■問合せ 生涯学習課 ☎41-2864

子ども会活動は、地域の誰もが育成者・指導者として協力することができます。
子ども会を作りたい、近隣の子ども会と合併したいなど、子ども会に関することは、気軽に生涯学習課へ相談してください。

令和3年度子ども会安全共済会

～子ども会活動を安心して行うために～

子ども会活動中の負傷や物損等の賠償を補償します。
※大牟田市子ども会育成者協議会（市子連）への加入が必要です。

市子連年会費…子ども会1,200円、
子ども1人あたり40円

- ▶掛 金 1人あたり年額150円
- ▶申込期間 4月12日(月)以降
- ▶受付時間 平日午前9時15分～
午後5時15分
- ▶受付場所 生涯学習課（延命庁舎）

市子連（※）総会と子ども会説明会開催案内

各子ども会から必ず参加してください。

- ▶と き 4月11日(日)午前10時～正午
- ▶ところ 労働福祉会館 中ホール
- ▶内 容 ①市子連総会 ②子ども会説明会

※市子連＝大牟田市子ども会
育成者連絡協議会



11 犬の登録と狂犬病予防集合注射

■問合せ 保健衛生課

☎41-2669



登録は生涯に1回、狂犬病予防注射は毎年1回（生後91日以上の子犬）。会場で登録もできます。

- ▶手数料 登録と初めて予防注射を受ける犬…**6,200円**～犬鑑札および注射済票を交付します
予防注射のみを受ける犬（登録済み）…**3,200円**～注射済票を交付します

※市内動物病院でも、同一料金で犬の登録や予防注射を受けることができます。

- ・予防注射には、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・犬の体調により、注射できない場合があります。
- ・通知はがきは、問診欄に記入し必ず持ってきてください。
- ・手数料はなるべくお釣りのないようお願いします。

4月	11日(日)	手鎌小学校	10:00～11:00	24日(土)	三池小学校	13:30～14:30
		上内小学校	11:40～12:10		白川小学校	15:10～16:10
		吉野小学校	12:50～13:50	25日(日)	平原小学校	10:00～11:00
	17日(土)	玉川小学校	13:30～14:30		旧駛馬南小学校	11:40～12:40
		勝立地区公民館	15:10～16:10		みなと小学校	13:20～14:50
	18日(日)	大牟田市保健センター	10:00～11:30	5月23日(日) 大牟田市保健センター 10:00～11:30		
		中友小学校	12:10～13:10			
		銀水小学校	13:50～14:50			

● 大牟田市保健センター保健衛生課（旧大牟田市保健所）で行う業務

- ・犬の登録申請（犬を飼い始めたときの鑑札の交付）
- ・注射済票交付申請（動物病院で狂犬病予防注射をした時の注射証明書（紙）が必要）
- ・鑑札、注射済票再交付申請（犬鑑札および注射済票を紛失または破損した場合）
- ・登録事項の変更届（飼い犬の死亡、飼い主の変更、犬の所在地の変更、飼い主の住所変更等）

● 福岡県南筑後保健福祉環境事務所（南筑後保健所 ☎0944-72-2163）で行う業務

- ・犬、猫に関する相談等
- ・犬、猫の引き取り、犬の捕獲等
- ・こう傷事故の届出（犬が人を噛んだ）
- ・動物取扱業の申請、更新等
- ・特定動物の許可申請等

12 技術開発支援助成を受ける事業者などを募集します

①大牟田市ものづくり企業技術開発支援助成事業

▶対象 ①ものづくりに係る新技術または新製品の技術開発、②製造工程または品質の改善などを行う中小企業などで、市内で1年以上事業を営み、市税を完納している者

▶助成率 対象経費の①3分の2以内、
②2分の1以内

▶助成限度額 1件当たり①200万円、②100万円

▶対象期間 ①②いずれも単年度

■申請・問合せ 産業振興課 (☎41-2724)

※前年度に助成を受けた事業者は、申請対象外となります。

②(公財)大牟田市地域活性化センター技術開発支援助成事業

▶対象 ①新技術または新製品の開発や生産工程の改善など(技術開発事業)および②予備的検討を行う事業等(調査研究事業)を行う企業や研究グループ、研究者など

▶助成率 ①②いずれも対象経費の2分の1以内

▶助成限度額 1件当たり①100万円、②50万円

▶対象期間

①技術開発事業…上限2年 ②調査研究事業…単年度

■申請・問合せ

(公財)大牟田市地域活性化センター(☎56-1717)

①②いずれも、

▶選定方法 書類審査およびプレゼンテーション審査(有識者などによる審査)

▶申込期間 4月6日(火)～5月6日(木)の平日午後5時15分必着

13 まちづくり基金事業を募集します

■申込み・問合せ 産業振興課 ☎41-2762

中心市街地の活性化などにつながる自主的なまちづくり事業や店舗改修を行う場合、経費の一部を補助します。

ハード・ソフト事業

商業・観光および地域振興、中心市街地活性化に寄与する事業

▶対象 商店街等の団体

▶募集期間 4月1日(木)～5月17日(月)

※審査会でのプレゼンテーション後、事業を認定。

店舗改修事業

①既存の店舗改修

▶対象 市内の店舗を営業している人

▶補助率 工事費の10分の1以内

▶上限額 20万円

★指定区域の場合は補助率、上限額を引き上げます(補助率…工事費の10分の2以内、上限額…40万円)。

②空き店舗改修

▶対象 中心市街地の空き店舗で営業を開始する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

★一定の条件を満たす場合、上限額を引き上げます(引き上げ額…100万円、上限額…300万円)。

③多目的トイレの設置

▶対象 中心市街地の店舗に多目的トイレを設置する人

▶補助率 工事費の2分の1以内

▶上限額 100万円

④新築店舗整備

▶対象 中心市街地で店舗を新築する人

▶補助率 工事費の3分の1以内

▶上限額 200万円

店舗改修事業の対象業種

小売業・宿泊業・飲食サービス業・娯楽業・生活関連サービス業・教育、学習支援業・情報通信業・不動産、物品賃貸業など

● 詳細については、産業振興課へ問い合わせるか、市のホームページで確認してください。



おおむた大蛇山WAONカードによる売上げの一部は、大牟田市とイオン九州株式会社で締結した協定に基づき寄附され、まちづくり基金の財源の一部となっています。